

今回のお題は「自然再生推進法」。大阪府環境農林水産部緑整備室の池口総括主査にご講義いただきました。

講義は「環境省も教えてくれなかった(!?)」自然再生事業について、池口さんがオリジナルでご用意された資料を中心に進められました。

自然再生推進法が作られるきっかけとなったのは、2001年5月、小泉総理就任の所信表明に『21世紀に生きる子孫へ、恵み豊かな環境を確実に引き継ぎ、自然との共生が可能となる社会を実現したい』との表現があったからだそうです。これを契機に同年7月の「21世紀環の国づくり会議」報告『順応的管理の手法を取り入れ積極的に自然を再生する公共事業、すなわち“自然再生型公共事業”の推進が必要』との提言があり、10月の与党“環境施策に関するプロジェクトチーム”での「自然再生推進のための法案検討」の提案から、2002年12月の同法成立、翌年1月1日の施行、2月の自然再生基本方針パブリックコメントにまで至ることになりました。

自然再生推進法の言うところの「自然と共生する社会の実現」には、残された生態系の保全のみならず、衰弱した生態系を蘇生すべく、失われた自然の積極的な再生が必要不可欠であり、これにより“我々の生活基盤である多様で豊かな生態系”を取り戻し、環境負荷の高い経済成長型社会から“自然と調和する知恵と技術にあふれる文化”の生活へとシフトしていくことが、「恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐ」ことに他ならない、という意味を内包しています。

自然再生推進法の概要を以下に記します。

## 1 制定の趣旨

- 自然再生を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とするもの。
- 自然再生事業を、NPOや専門家を始めとする地域の多様な主体の参画と創意により、地域主導のボトムアップ型で進める新たな事業として位置付け、その基本理念、具体的手順等を明らかにするもの。

## 2 法律の概要

### 【定義】

自然再生：過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境の保全、再生、創出等を行うこと。

### 【基本理念】

- ・ 地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、科学的知見に基づいて実施。
- ・ 事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その結果に科学的な評価を加え、これを事業に反映。

#### ○地域の多様な主体の参加

- ・ 政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針を閣議決定。基本方針の案は、環境大臣が農林水産大臣、国土交通大臣と協議して作成。
- ・ 自然再生事業の実施者が、地域住民、NPO、専門家、関係行政機関等とともに協議会を組織。
- ・ 実施者は、自然再生基本方針及び協議会での協議結果に基づき、自然再生事業実施計画を作成。

#### ○NPO等への支援

- ・ 主務大臣は、実施者の相談に応じる体制を整備。
- ・ 国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置に努力。

#### ○関係省庁の連携

- ・ 環境省、国土交通省、農林水産省その他の関係行政機関で構成する自然再生推進会議を設置。
- ・ 3省は自然再生専門家会議を設置し、意見聴取。

### 3 その他

○ 施行期日は、平成15年1月1日。自然再生基本方針の策定は年度内を目途として行うため、本格運用は平成15年4月以降の予定。

○ 施行5年後に見直しを予定。

同法における自然再生事業の対象は、

1. 良好な自然環境を積極的に維持する。(保全)
2. 人為的改変により損なわれる環境を代償的に創出する。(再生)
3. 過去に失われた自然を積極的に取り戻す。(創出)
4. 再生された自然環境をモニタリングし、必要な管理を行う。(維持管理)

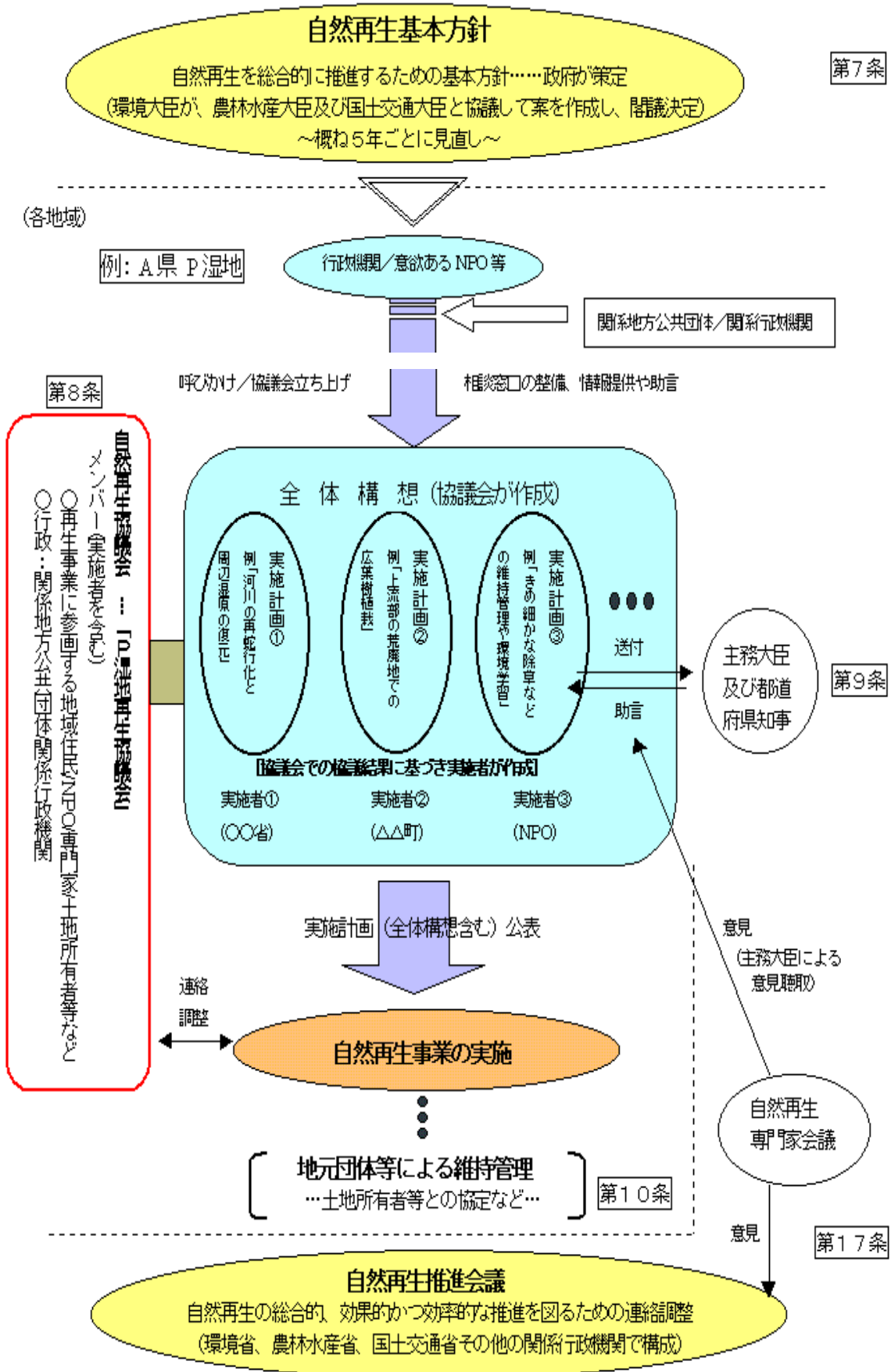
となっています。

また、上記のように自然再生事業の特徴としては、

- ・ 順応的・段階的な進め方
  - … 事業着手後のモニタリング      科学的評価      必要に応じて計画や事業内容を修正する
- ・ 多様な主体の参画
  - … 生態系は複雑な相互連携で成り立っている      広範囲に総合的に検討する必要がある      地域住民やNPOなど、多様な主体の参画による取組み
- ・ 科学的知見に基づく実施
  - … 自然の復元力や生態系の微妙な均衡など自然環境の特性や生態系に関する知見を活用      自立  
存続できる自然環境づくり      自然や地域と調和した自然再生手法
- ・ 自然環境学習の推進
  - … 希薄になりがちな人と自然の関係性を向上      自然環境に対する関心と理解、責任ある行動へ  
自然再生へフィードバック

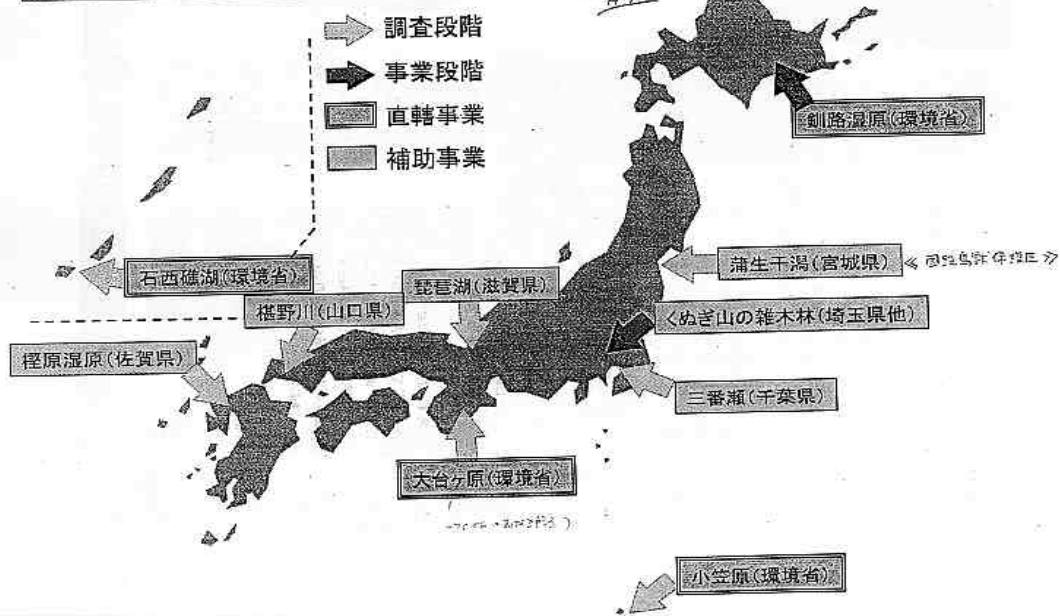
などが挙げられます。

自然再生事業の流れは、次の概念図のようになっています。



上図のように、多様な主体が参画する「自然再生協議会」が『全体構想』を作成し、「複数の実施者」が『それぞれの実施計画』をもって、全体の連絡・調整を行いながら『自然再生事業』を実施します。また、事業着手後のモニタリング結果に科学的評価を加えて、事業にフィードバックさせていきます。

## 自然再生事業の実施(予定)箇所



21

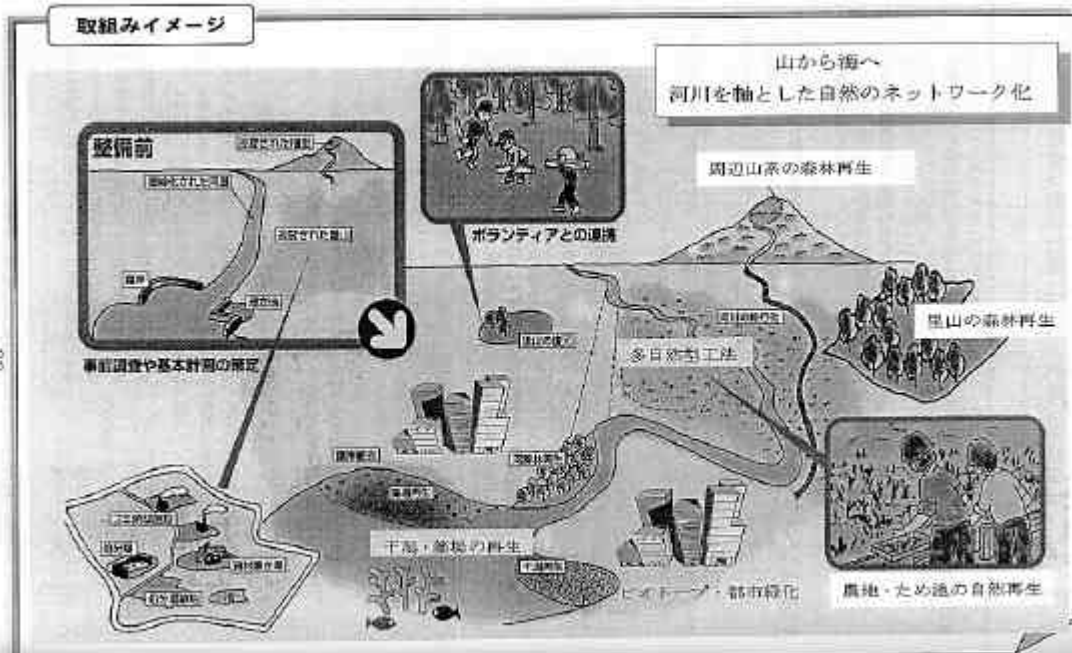
全国での「自然再生事業」の実施(予定)箇所は上のとおりですが、環境省は「自然公園等事業」、国交省は「河川事業」「港湾事業」等、農水省は「土地改良事業」「森林整備事業」等の予算枠の中で、それぞれ実施していくことになるそうです。

「自然再生推進法」に基づく事業は、特に国の直轄や補助事業であることが条件ではありませんが、法に定める手続きが必要で、手続きを踏めば誰でも実施者になれるというものです。

また、事業規模についての明確な定めはないそうですが、個人の庭や学校ビオトープなど“地域の多様な主体の参加”レベルに達しないと思われるものは対象にはならないと考えられます。

都道府県における法の所管課は自然保護担当課と考えられているそうです。

## 取組みイメージ



33

上図は「自然再生事業」の取組みイメージですが、釧路湿原の事例で言えば国交省が河川の蛇行化に取り組むだけでなく、環境省が湿地の復元をし、林野庁が広葉樹林化を進めるなど、横の連携を構築していくことが望ましいことであり、都道府県においても河川の自然化が計画されるなら、近隣の都市公園や上流の森林再生までも含めた全体構想を考えていくことが望ましいようです。

では、もっと身近な大阪ではどんな「自然再生事業」が考えられるのでしょうか？  
池口主査から『大阪 21 世紀の環境総合計画』についての概要もお話いただきました。

大阪府では、「周辺山系やベイエリアの豊かな自然が“まち”をつつみ、それらの自然が河川の流れを軸として“まち”へと導かれ、そして“まち”の中でも都市公園をはじめとする緑の拠点が緑道や街路樹などつなげられている」「水と緑のネットワーク」を形成し、“都市と自然との共生”が図られることを目標に

エコロジカルネットワーク軸の形成・・・周辺山系、ベイエリア、河川などの自然環境を保全・創出  
都市空間における緑のネットワークづくり・・・都市公園や街路樹、民有地緑化などにより、身近な自然との共生を図る

自然環境の保全・整備手法に係る調査研究の推進・・・地域の自然環境の現状把握とその評価

各主体の連携・・・行政・民間・NPOなどが連携して“エコロジカルネットワーク”を保全・整備  
以上、4つの方途により“エコロジカルネットワーク”の実現を目指そうとしています。

その他、具体的事例として「霞ヶ浦のアサザプロジェクト」についてもご紹介いただき、『市民型公共事業のあり方』と『市民による公共事業・連携 - 人的社会的ネットワークと自然環境ネットワーク』の関係をお話いただきました。(アサザプロジェクトについての詳細は <http://www.osekkaiz.com/asaza.html> をご参照ください)

続いての質疑応答では、

Q1：5年をめぐりにモニタリング結果を評価して、その後の事業にフィードバックさせる。そのときの評価はだれがするのか？

A1：実施者または自然再生協議会による自己評価が主。あとは専門家会議が評価・意見する場合も。

Q2：成功する市民事業では、中心となる人物の功績が大きい。アサザプロジェクトのキーパーソンは？

A2：アサザプロジェクト代表の飯島博さんでしょう。

Q3：市民型公共事業であって、市民による公共事業ではないか？

A3：あくまで市民主導であると思うが、“多様な主体”の中には公も入れないといけないのでは？

Q4：自然再生推進法にしてメリットはあるのか？

A4：法律にすることで、“自然再生”の重みづけができる。事業の進め方、参画の仕方が明確化される。

Q5：この法律は、すべての公共事業に対して抵触するのか？

A5：「自然再生推進法」に基づく事業であると位置付けた場合のみ。いずれは優先的になるのかも？

**こんな質問も出ました。**

**みなさん、考えてみてください。**

- 1) “自然再生”の起点はどこに設定するのか？
- 2) “自然再生”と他の「利」との関係性の評価など？
- 3) “自然再生”は何年で達成するのか？タイムスパンは100年？
- 4) 「自然再生推進法」でいうところの“科学的知見”とは？“科学”で置き忘れたものはどこへ？
- 5) そもそも公共事業とは何？公が主体？それとも公のため？
- 6) 「自然再生推進法」でいうところの“地域”とは？どこまでを地域と言う？

「自然再生推進法」を考えるより、「この法律で何ができるか、何をどう変えられるか」を考えると面白いのではというご意見もいただきました。

「なぜ、自然再生事業が必要なのか？」との問いには、「土地と人々の絆、人と人との絆を取り戻すことによって、その地域で人々が『末永く幸せ』に暮らしていける見通しを見つけようというのが『自然再生』である」というのが、池口さんのお答えでした。

最後に、長時間にわたってのご講義いただきました池口さん、本当にありがとうございました！！

自然再生事業の流れ概念図は環境省ホームページより、自然再生事業実施(予定)箇所図・自然再生事業取り組みイメージ図は、030521『自然再生推進法』(大阪府環境農林水産部緑整備室 池口総括主査 作成資料)より転載いたしました。